

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、2004（平成16）年度からは、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する「子育てサポーター」のリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2004年度においては、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人ひとりが家庭教育支援の重要性について認識し、家



父親のための子育て学習講座（富山県）

庭教育への支援について考え、行動する機運を高めることを目的として、家庭教育に関する全国的なフォーラムを開催している。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

1 シルバー人材センターによる子育て支援サービス

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活用されている。

2 市民活動活性化モデル事業

子育て、まちづくりなどの分野で、女性や高齢者が中心となっていく市民活動の事業化を初期段階で支援するとともに、その成果を全国に普及する事業（2002年度から2004年度）を行っ

ている。これにより、少子高齢化社会の進展の中で女性や高齢者の社会参加、労働参加を円滑化している。

具体的には、

子育ての経験が豊富な女性等が、働く女性の子育て支援を目的に、子育て相談や子ども向け講座などのサービスを提供する。

同じく子育ての経験が豊富な女性等が、地域の農家や商店街と連携し、ユニークな教育プログラムを作成、提供する。

などの事業を支援してきた。

こうした支援により、女性が女性の社会進出を支援し、新たな社会参加を誘発する好循環を創出する。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待防止に向けた取組

児童虐待への対応については、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は

増加の一途をたどり、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えているなど、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題で

ある。

このため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備し、支援をしていくことが必要であり、具体的には、

発生予防に関しては、子育て中の親に対する交流・つどいの場の提供や地域子育て支援センターの拡充、養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の推進

早期発見・早期対応に関しては、児童相談所が地域の医師、弁護士、学識経験者などの専門家と連携を図る事業の推進や、児童福祉司の配置基準について、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を期すよう、迅速かつ的確な対応を図るため、「人口概ね10万から13万までを標準として定める」を「人口概ね5万から8万までを標準として定める」（2005年4月1日施行）とするとともに、地域の関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進

保護・自立支援に関しては、児童養護施設の小規模化の推進、総合的な家庭環境調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置、虐待を受けた子どもの心身のケアを担当する職員の質的・量的充実

などの取組を進めている。また、厚生労働科学研究等において、各地で実践されている虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者への支援・治療プログラムの調査・分析等を行い、様々な観点から、実践可能な保護者指導のプログラム等の開発の検討に取り組んでいる。

また、2004（平成16）年12月に策定した子ども・子育て応援プランにおいて、「児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会を作り上げていくことが、すべての子どもと子

育てを大切にする社会づくりにつながる」との認識に立ち、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）等の実現を目指し、虐待防止ネットワークの全市町村における設置などの具体的な目標を立て、今後ともより積極的に施策を推進していくこととしている。

2 改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法の概要

2004（平成16）年には、制度的な対応についても充実が図られており、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）及び「児童福祉法」の2つの法律が改正され、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号、以下「改正児童虐待防止法」という。）は2004年4月成立、2004年10月1日施行、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成16年法律第153号、以下「改正児童福祉法」という。）は2004年11月成立、2004年12月3日より順次施行されている。

改正児童虐待防止法においては、児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正、児童虐待に係る通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等、面会・通信制限規定の整備、児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規定の整備が行われた。

一方、改正児童福祉法においては、児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の在り方の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しが図られた。特に、児童相談に関する体制の充実については、「児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、身近な市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、都道府県（児童相談所）の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することによって、児童相談に関わる主体を増やし、その役割を明確化すること

により、全体として地域における児童相談体制の充実を図る」ものであり、児童福祉法制定以来の抜本的な改正内容となっている。

これらの改正法の全面施行に向け、2005（平成17）年2月から3月にかけて、市町村児童家庭相談援助指針の策定、児童相談所運営指針の改正、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定、子ども虐待対応の手引きの改正を行い、周知を図った。また、2005（平成

17）年4月には、要保護児童とその家庭に対するより良い支援のためのアセスメントと自立支援計画の策定指針をまとめた「子ども自立支援計画ガイドライン」を作成し、要保護児童に関わる援助関係者における積極的な活用を促した。また、学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2005年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施している。

「子どもを虐待から守ろう」リーフレット（主唱 厚生労働省・内閣府）



第7節 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号）が成立した（同年8月から施行）。これらの法律に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

2003年3月には、改正母子及び寡婦福祉法に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示102号、以下「基本方針」という）を策定し、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項などを取りまとめ、さらに、